

令和7年12月定例月議会

令和7年12月17日

総務教育常任委員会

資料

報告事項

案件名	所管局・課	ページ
自治体情報システム標準化の状況について	デジタル行政推進局 デジタル行政推進課	2

未来創造部

所管委員会	総務教育常任委員会
所管局・課	デジタル行政推進局 デジタル行政推進課

自治体情報システム標準化の状況について

内容

自治体情報システムの標準化は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国の定めた仕様に準拠した標準システムへ、原則、令和7年度内に移行することが法律で定められており、本市としても令和8年3月末までの移行契約を締結し、情報システムの標準化対応を進めてきました。

本稼働日については、移行契約書に基づき作成している「標準システム移行計画書」の中で令和8年1月13日としていましたが、注釈として「本稼働日は現時点での想定であり、移行テストの結果、国の動向、パッケージリリース計画等の要因によって最終決定する」と付記しています。

この予定していた本稼働日について、現時点における諸状況等を勘案し、令和8年3月23日に変更することとします。

理由

現在、現行システムと標準システムの2つのテスト環境を用意し、両環境での動作差異、データの同一性などを確認するユーザテストを実施しています。

このユーザテストでいくつかの課題が確認され、この相違をベンダーに照会している状況ですが、回答や修正までに時間を要し、本市として段階的な検証作業を進めることが難しい状況にあります。

ベンダーとしては、システムエラーにかかるものは全て修正するとされているところですが、検証期間を十分に確保できないことが課題となっています。

対応

本稼働日については、窓口等の繁忙期であることが懸念されるものの、十分な移行テスト期間を確保でき、また先行して稼働する他自治体の状況を参考にすることで、標準システムの品質を担保し、安全性を最優先とした移行がより確実に実現できる見込みです。

標準化への移行は、市民および市民サービスに影響がないことが第一であり、移行日延伸による市民サービスの低下も想定できることから、より安全性の高い本稼働日を再設定することとします。